

令和３年第２回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和３年６月１０日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	１番 東郷 克己	２番 山崎 敦志
	３番 田中 陽介	４番 橋 俊明
	５番 坂口 重良	６番 岩井智恵子
	７番 津村 俊二	８番 矢野 隆行
	９番 長谷川崇朗	１０番 稲垣 誠亮
	１１番 山本 剛	１２番 鈴木 市朗
	１３番 工藤 義明	１４番 野並 享子
	１５番 東郷 正明	１６番 北村五十鈴
	１７番 荒川 泰宏	１８番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	栢木 進	副 市 長	川口 逸司
教 育 長	西村 健	政策調整部長	赤坂 悦男
政策調整部政策監 (病院整備担当)	馬野 明	市立野洲病院事務部長	市木 不二男
総 務 部 長	川端 美香	市 民 部 長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	田中 源吾
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教 育 部 長	吉川 武克	政策調整部次長	川尻 康治
総 務 部 次 長	武内 佳代子	広報秘書課長	辻 昭典
総 務 課 長	井狩 勝		

出席した事務局職員の氏名

事 務 局 長	田中 千晴	事 務 局 次 長	遠藤 総一郎
書 記	辻 義幸	書 記	井上 直樹

議事日程

諸般の報告

第 1 議席の一部変更

第 2 会議録署名議員の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第 1 号から報告第 3 号まで

(令和 2 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について 他
2 件)

報告

第 5 議第 3 8 号から議第 5 7 号まで一括上程

(専決処分につき承認を求めることについて (令和 2 年度野洲市一般
会計補正予算 (第 2 0 号)) 他 1 9 件)

提案理由説明

市長提出議案

報告第 1 号 令和 2 年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について

報告第 2 号 令和 2 年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書について

報告第 3 号 令和 2 年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書について

議第 3 8 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 2 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 2 0 号))

議第 3 9 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市税条例の一部
を改正する条例)

議第 4 0 号 専決処分につき承認を求めることについて (野洲市国民健康保険
税条例の一部を改正する条例)

議第 4 1 号 専決処分につき承認を求めることについて (令和 3 年度野洲市一
般会計補正予算 (第 1 号))

議第 4 2 号 令和 3 年度野洲市一般会計補正予算 (第 2 号)

議第 4 3 号 令和 3 年度野洲市水道事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 4 4 号 令和 3 年度野洲市病院事業会計補正予算 (第 1 号)

議第 4 5 号 野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例

- 議第４６号 野洲市公告式条例等の一部を改正する条例
- 議第４７号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例
- 議第４８号 野洲市税条例等の一部を改正する条例
- 議第４９号 野洲市手数料条例の一部を改正する条例
- 議第５０号 野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例
- 議第５１号 野洲市改良住宅条例を廃止する条例
- 議第５２号 和解について
- 議第５３号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第５４号 損害賠償の額を定めることについて
- 議第５５号 市道路線の認定について
- 議第５６号 野洲市都市計画マスタープランの改訂について
- 議第５７号 野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて

開議 午前９時００分

議事の経過

（開会）

○議長（東郷克己君） （午前９時００分） 皆さん、おはようございます。

相変わらずのコロナの状況であります。後ほどお話もあろうかと思いますが、コロナ感染の終息に向けた野洲市におけるワクチン接種も、また新たな取り組みも実行されてまいります。市長をはじめ、執行部の皆様も、また我々議員も一層健康にご留意され、この第２回定例会、しっかり充実したご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

では、ただいまから令和３年第２回野洲市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

本日の出席議員は１８人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりでございます。また、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりです。

（日程第１）

○議長（東郷克己君） 議席の一部変更を行います。

所属会派の異動に伴い、会議規則第4条第3項の規定によって、議席の一部変更をいたします。

変更後の議席は配付済みの議席表のとおりであります。

変更いたしました議席に移動するため、暫時休憩いたします。

(午前9時02分 休憩)

(午前9時03分 再開)

○議長（東郷克己君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(日程第2)

○議長（東郷克己君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第6番、岩井智恵子議員、第7番、津村俊二議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長（東郷克己君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日から6月30日までの21日間にいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（東郷克己君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月30日までの21日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、配付済みの会期日程のとおりでございます。

(日程第4)

○議長（東郷克己君） 日程第4、報告第1号から報告第3号まで、令和2年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書について、他2件について、市長より報告を求めます。

市長。

○市長（栢木 進君） 議員の皆さん、おはようございます。

本日ここに、令和3年第2回野洲市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には全員出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

まず、報告の前に、この場をお借りして、市民の皆さんにとって関心の高い新型コロナウイルスワクチン接種について触れさせていただきます。

去る6月8日にお知らせしておりますとおり、高齢者への接種を加速させるため、3つ

の対策を打ち出したところでございます。

1つ目として、現在、集団接種の会場となっている市立野洲病院での接種人数を平均1.4倍に増強し、既にこれは6月1日から実施しております。

2つ目として、「イオンタウン野洲」に第2接種会場を開設し、2回目の接種日が8月1日以降になっている約5,200人を7月中に完了するよう振り替えます。

3つ目として、かかりつけ診療所での個別接種を7月上旬から開始することとしております。

これらの対策により、接種を希望する全ての高齢者が7月中には接種を終えられる見通しとなりました。その後は64歳以下の方への接種も控えております。関係各位のご協力をいただきながら、全ての希望者が順調に接種を終えられるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。

それでは、今議会に提案いたします議案についてご説明申し上げます。

本定例会におきましては、報告事項として、令和2年度一般会計、水道事業会計及び下水道事業会計の繰越計算書3件を報告いたします。

また、議案としまして、専決処分につき承認を求めることを4件、補正予算3件、条例の制定、改廃7件、その他5件、人事案件1件の合計20件を提案いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

まず、報告第1号令和2年度野洲市一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてご報告申し上げます。

令和3年第1回定例会における一般会計補正予算（第19号）で、それぞれ繰越明許費として議決いただきました総務費の非常用自家発電設備更新事業他20件の事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製しましたので、ご報告いたします。

次に、報告第2号令和2年度野洲市水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事（第1期工事）においては、県発注の妓王井川改修工事に伴う配水管移設工事であり、県の工事に合わせて進捗するものですが、県の河川改修工期を令和3年7月に延長される予定となり、工期内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第3項の規定に基づき、繰越計算書において

報告いたします。

次に、報告第３号令和２年度野洲市下水道事業会計予算繰越計算書についてご報告申し上げます。

建設改良に要する経費のうち、妓王井川改修に伴う下水道管移設工事実施設計業務委託においては、県発注の妓王井川改修工事に伴う下水道管の移設の設計を行うものであり、県の河川工事の工法が変更されたことで、それに合わせて下水道管の移設及びマンホールポンプの設置が必要となり、設計内容の変更が生じることから、工期内に完了することが困難となったため、地方公営企業法第２６条第１項の規定に基づき、翌年度に繰り越して執行することとし、同条第３項の規定に基づき、繰越計算書において報告いたします。

以上でございます。

○議長（東郷克己君）　ここでお知らせをしておきます。本日、報道機関の方がいらっしゃっております。録画、録音、写真等を許可いたしますので、申し伝えておきます。

（日程第５）

○議長（東郷克己君）　日程第５、議第３８号から議第５７号まで、専決処分につき承認を求めることについて（令和２年度野洲市一般会計補正予算（第２０号））他１９件を一括議題といたします。

事務局長が議案を朗読いたします。

○議会事務局長（田中千晴君）　議員の皆様、おはようございます。

朗読いたします。

議第３８号専決処分につき承認を求めることについて（令和２年度野洲市一般会計補正予算（第２０号））他、専決処分３件、議第４２号令和３年度野洲市一般会計補正予算（第２号）他、補正予算２件、議第４５号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例他、条例改廃６件、議第５２号和解について他、その他案件４件、議第５７号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについて。

以上でございます。

○議長（東郷克己君）　議案の朗読が終わりましたので、市長の提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（栢木　進君）　それでは、ご説明申し上げます。

議第３８号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和２年度野洲市一般会計補正予算（第２０号）については、歳入歳出総額からそれぞれ３，５３５万９，０００円を減額したことから、地方自治法第１７９条第１項の規定に基づき専決処分したものを、同条第３項の規定により報告し、承認を求めるものです。

主な補正の内容は、歳入では、地方譲与税や各種交付金、特別交付税の額の確定に伴う精査や担い手確保・経営強化支援事業補助金の交付決定が令和３年度となることに伴う県支出金の減額、北比江改良住宅の売却益に係る不動産売払い収入の追加、守山野洲行政事務組合負担金の精算金の追加などです。

また、歳出では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業の事業費確定及び自治振興交付金の交付決定に伴う財源更正、県支出金の減額に伴う担い手確保・経営強化支援事業補助金の減額などです。

第３９号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和３年３月３１日に公布されたことに伴い、野洲市税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、土地税制における現行の仕組みの３年間延長、また新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金特別税額控除の特例に関するもの等について、所要の規定の整備をするものです。

なお、本条例は令和３年４月１日から施行いたします。

議第４０号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本議案は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、保険料の免除等を行うとされ、野洲市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

主な内容につきましては、国民健康保険税の新たな減免対象となるのは、令和３年度の課税分のうち、納期限が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までに係るものに適用することを定めるものです。

なお、本条例は令和３年４月１日から施行いたします。

議第４１号専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

令和３年度野洲市一般会計補正予算（第１号）については、歳入歳出総額にそれぞれ３，２６８万円を追加したことから、専決処分したものを報告し、承認を求めるものです。

補正の内容は、歳出では、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親世帯に対し実施する子育て世帯生活支援特別給付金及び事務費を追加しました。

また、歳入では、歳出に対する国庫支出金を追加しました。

議第42号令和3年度野洲市一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算それぞれに4億3,983万2,000円を増額します。

歳出の内容は、議会費では、議会運営費について、新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品購入費を追加します。

総務費では、まちづくり基金積立金について、ふるさと納税として本市へ寄付いただいた寄付金の積み立てを、庁舎等維持管理費について、新型コロナウイルス感染症対策に必要な備品購入費を、コミュニティ活動推進事業費について、自治会での新型コロナウイルス感染症対策を支援するため、自治会活動活性化補助金の拡充費用を、ふるさと納税推進事業費について、令和3年10月から開始予定の返礼品を設定したふるさと納税制度の運用事業費を追加いたします。

民生費では、介護サービス事業所運営安定化事業について、市内介護サービス事業所の運営を安定化させるための交付金を、民間保育所運営補助金及び学童保育所運営費について、手払い水栓を自動化するための補助金及び工事請負費を、民間保育所施設整備補助事業費について、小規模保育事業を実施する事業者に対し、施設を整備するための補助金を追加いたします。

衛生費では、市立野洲病院整備推進事業費について、医療法人社団御上会解散後の清算手続の際に、退職慰労金名目で支払われた行為により、市が保有する債権の返還を受けることができなくなったことを提起していた損害賠償請求訴訟の和解を本議会に提案することによる、これまでの訴訟対応に係る弁護士の事務委託料を、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、ワクチン接種に伴う事業費を、水道事業会計負担金等について、水道の基本使用料を減免するための補助金を追加します。

農林水産業費では、農業振興対策事業費において、国の交付決定による担い手確保・経営強化支援事業補助金を追加します。

商工費では、商工振興事業費において、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い影響を受けている市内小規模事業者の事業継続を支援するため、給付金を追加します。

土木費では、道路維持工事費において、舗装修繕の進捗を図るための交付金事業を追加

します。

教育費では、小学校管理運営費及び中学校管理運営費において、新型コロナウイルス感染症の影響によりやむを得ず修学旅行が中止となった場合のキャンセル料等に対する補助金を、文化ホール・小劇場管理運営費において、手洗水栓を自動化するための工事請負費を追加します。

これに対する歳入につきましては、国庫及び県支出金、寄付金、諸収入、市債及び収支の財源調整として、繰越金を追加計上いたします。

議第４３号令和３年度野洲市水道事業会計補正予算（第１号）につきましては、予算第３条の収益的収入を８５万７，０００円減額、収益的支出を１１５万５，０００円増額します。

補正の内容としては、収入では、一般会計補助金について地方創生臨時交付金を増額し、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う支援策として水道基本料金の減免を実施するため、給水収益を減額します。

また、支出では、水道基本料金の減免に必要なシステム変更費用を増額します。

議第４４号令和３年度野洲市病院事業会計補正予算（第１号）につきましては、予算第３条の収益的収入及び支出をそれぞれ６，８０２万円増額します。

補正の内容としては、平成２７年度と令和元年度に発生した医療過誤に係る損害賠償請求事案２件に関し、収益的収支の医業外収益で損害保険会社から受け取る損害保険金を計上し、医業外費用で相手方に支払う損害賠償金及び訴訟等費用を計上します。

議第４５号野洲市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、条例等に基づく市の機関の申請等について、従来の書面での手続に加え、オンラインによる手続も可能とするために必要な条例上の整備を行うものです。

運用開始時期は秋頃を予定しており、順次サービスを展開していく予定です。これにより、各種申請等の手続が、時間的制約を受けることなく、また市役所に出向く必要もなくなるなど、市民の利便性の向上につながるとともに、市としても行政事務の簡素化及び効率化に資することとなるものであります。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

議第４６号野洲市公告式条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル時代を見据えたデジタルガバメント実現を推進する国の方針及び新型コロナウイルス感染症の拡大が進行する社会情勢により、全国的に行政手続等の効率化が必要とされる中で、本市でも行政手続等の効率化を目的として、条例で規定されている押印手続を廃止する等の所要の改正を行うものです。

なお、本条例は令和３年７月１日から施行します。

議第４７号野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本議案は、野洲市附属機関であります「野洲市改良住宅入居者選定審査会」について、野洲市改良住宅条例の廃止に伴い、改良住宅に入居する者を選定するために必要な事項等の調査審議等に関する事務を所掌していた審議会を廃止するとともに、「野洲市人・農地プラン検討会」について、委員を構成する「おうみ富士農業協同組合」が、令和３年４月１日をもって、県内８ＪＡの統廃合により、「レーク滋賀農業協同組合」に名称を変更されたことから、所要の改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

議第４８号野洲市税条例等の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律等が令和３年３月３１日に公布されたこと等に伴い、所要の改正を行うものです。

主な内容につきましては、市民税については、特定公益増進法人等に対する寄附金制度における寄附金の範囲の見直しや特定一般非医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例の延長、固定資産税については、土地の用途変更時等の負担調整による「みなし方式」の追加等について、所要の規定の整備をするものです。

なお、本条例は令和４年１月１日から施行します。

ただし、第１条中野洲市税条例第２４条第２項（個人の市民税の非課税の範囲）及び第３６条の３の３第１項（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）の改正規定並びに附則第５条第１項（個人の市民税の所得割の非課税の範囲等）の改正規定並びに次条第２項（市民税に関する経過措置）の規定は、令和６年１月１日から施行いたします。

議第４９号野洲市手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、この法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとされたことから、同カードの再交付手数料を定めていた本条例の記載を削除するものがあります。

なお、同カードの再発行に係る手数料の徴収事務は同機構から市区町村長へ委託されたことから、市民への影響は特にありません。

本条例は、令和３年９月１日から施行いたします。

議第５０号野洲市地域ふれあい公園条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、七間場自治会が当該地区の七間場第３公園において、自治会館を建設されるため、公園の用途を廃止したことから、地域ふれあい公園条例から削除するものです。

また、小篠原地先に小篠原台地区計画の区域内における開発行為に伴い帰属を受けた３箇所の公園を新たに野洲市地域ふれあい公園とするための改正を行うものです。

なお、本条例は公布の日から施行いたします。

議第５１号野洲市改良住宅条例を廃止する条例についてご説明申し上げます。

本議案は、同和対策の住環境整備の一環として建設した北比江改良住宅について、全ての改良住宅の譲渡が完了したことから、管理に関する規定を定めた野洲市改良住宅条例を廃止するものです。

なお、本条例は公布の日から施行します。

第５２号和解についてご説明いたします。

本議案は、医療法人社団御上会の清算人及び元理事に対し、令和２年５月１３日、大津地方裁判所に訴えた退職慰労金名目で支払われた金銭に対する損害賠償請求事件について、同裁判所から令和３年５月１０日に和解勧告書が提出されたことから、地方自治法第９６条第１項第１２号の規定に基づき、和解しようとするため提案するものです。

訴訟事件の概要は、市立野洲病院開院に伴い、医療法人社団御上会は令和元年６月３０日に解散しましたが、その清算手続において、清算人及び元理事は、自らの分を含め元職員ら２１８名に対して同年９月２５日に退職慰労金名目で支給されましたが、その行為は、医療法で定める清算人の職務の範囲外のものであり、本来は市の債権である地域医療振興資金貸付金の返済に充てるべき財産であることから、退職慰労金名目による支給総額及びその支給に係る振込手数料総額５，０１８万９，８３５円の損害を市に与えたとして損害賠償請求を行っていたものです。

本件の主な和解条項（案）については、被告らは、解決金として３８０万５，７４０円の支払い義務を認め、７月３１日までに支払うこと。被告らは退職慰労金名目で金銭を受給した医療法人社団御上会の元職員に対して、その返還を求めないことを約束するとともに、求償権を放棄すること。市は本件において被告らに対する残り金額の請求を放棄すること。訴訟費用は各自負担とすることです。

議第５３号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本議案は、平成２７年７月２日に旧御上会野洲病院で甲状腺全摘術を受けた患者が手術の翌日に一時心肺停止に至り、手術の１箇月後の８月２日に死亡された事案に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第５４号損害賠償の額を定めることについてご説明申し上げます。

本議案は、令和２年１月７日、ヘルニア突出にて鼠径部痛を訴えて、市立野洲病院を受診された患者について、左鼠径ヘルニアに対して、ヘルニア還納が行われましたが、その後、小腸穿孔が確認され、翌８日に本患者が死亡された事案に関し、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第５５号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

本議案は、開発行為により帰属を受けた公衆用道路、計１６路線を新たに認定することについて、道路法第８条第２項の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第５６号野洲市都市計画マスタープランの改訂についてご説明申し上げます。

本議案は、上位計画である第２次野洲市総合計画及び大津湖南都市計画区域マスタープランが令和３年３月に策定並びに変更されたことに伴い、その内容に即すとともに、都市計画を取り巻く情勢の変化に対応するため、都市計画法第１８条の２の規定に基づく野洲市の都市計画に関する基本的な方針である野洲市都市計画マスタープランの改訂を行うものです。

つきましては、野洲市都市計画審議会における審議を経て、改訂版を策定いたしましたので、野洲市議会基本条例第１１条の規定に基づき、議決を求めるものです。

議第５７号野洲市固定資産評価員の選任につき議会の同意を求めることについてご説明申し上げます。

地方税法第４０４条第１項は、固定資産を適正に評価し、市長が行う評価の決定を補助

するため、固定資産評価員を設置すると規定しています。

この趣旨は、固定資産の課税客体である土地家屋及び償却資産の量は膨大であり、その評価を適正に行うため、高度の専門知識を有した者を選任し、市長の行う評価決定を補助させることが必要なためであり、固定資産税の課税決定主管課であります本市税務課長を固定資産評価員として選任しております。

4月1日付人事異動に伴い、前任の北田一栄に代わり、大橋幸司を選任したく、同法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものです。

以上でございます。

○議長（東郷克己君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

明6月11日から6月16日までの6日間は、議案調査のため休会といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東郷克己君） ご異議なしと認めます。よって、明6月11日から6月16日までの6日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため、申し上げます。来る6月17日は午前9時から本会議を再開し、議案質疑、一部採決及び一般質問等を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。（午前9時37分 散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和3年6月10日

野洲市議会議長 東 郷 克 己

署 名 議 員 岩 井 智 恵 子

署 名 議 員 津 村 俊 二